○近畿地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二) 百六十一号　大津市下阪本五丁目字横田二六七四番三から同市下阪本五丁目字横田二六七三番一まで　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十六年七月十八日

○中国地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二　広島市中区江波本町六〇四番一から同市中区江波本町七二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十六年七月十八日

○中国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
竹原市福田町字西小島二六二四番五から同市福田町字堂沖尻一二八六番一まで	前	六・七四～一九・二三	〇・二八九	
	後	八・九六～一九・七一	〇・二八九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前 A	九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一〇・四〇～一二・〇〇	一七・六六八	
	前 C	一〇・〇〇～一二・〇〇	六・〇一〇	
	後 A	九・五〇～一八・〇〇	四三・四八六	
	後 B・D	六・八九～二五・〇〇	一八・七三四	
	後 C	一〇・〇〇～一二・〇〇	六・〇一〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鹿児島市古里町二一三番一から同市古里町三五番三まで	前	一二・四一～七三・九五	〇〇・五八七	
	後	一二・四一～七三・九五	〇〇・五八七	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年七月十八日　沖縄総合事務局長　河合　正保

登録小型船舶教習実施機関の名称　沖縄県立沖縄水産高等学校

代表者の氏名

（変更前）川満　雅夫

（変更後）小禄　健夫

人事異動

内閣

○総務大臣臨時代理解職

国務大臣　田村　憲久

総務大臣新藤義孝帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　田村　憲久

内閣府特命担当大臣新藤義孝帰朝につき内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域担当及び地方分権改革担当）事務代理を免ずる（以上七月十一日）

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月十三日）

特命全権公使　宮島　昭夫

願に依り本官を免ずる

（総務省情報流通行政局付）総務事務官　佐藤　健治

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房郵政民営化推進室参事官を命ずる（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　白石　重明

（環境省総合環境政策局環境保険部放射線健康管理担当参事官）環境技官　得津　馨

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（外務省大臣官房）外務事務官　曽根　健孝

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する

内閣副広報官を命ずる（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））内閣事務官　曽根　健孝

内閣官房内閣広報室国際広報室長を兼ねて命ずる（環境省総合環境政策局環境保険部放射線健康管理担当参事官）環境技官　桐生　康生

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する